

社会福祉法人 室蘭市社会福祉協議会 訪問サービス事業実施要綱

平成11年4月1日 制 定
平成23年3月29日 一部改正

（目的）

第1条 訪問サービス事業（以下「事業」という。）は、ひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を営むことができるように、高齢者の家庭を訪問し健康の保持と安否の確認を行い、地域社会との交流ができる雰囲気をつくり、高齢者の事故防止と福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この事業の対象者は、室蘭市に居住し、安否の確認が必要な、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等とする。ただし、親族及び近隣住民との交流があり、安否の確認が可能な者は対象外とする。

（申請）

第3条 この事業の申請は、室蘭市で実施する高齢者実態調査に基づき、地区民生委員（以下「申請者」という。）が、申請書（様式第1）により、室蘭市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

（決定）

第4条 会長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その適否を決定し、決定通知書（様式第2）、又は却下通知書（様式第3）により、申請者に10日以内に通知するとともに、申請者を通じて対象者に認定通知書（様式第4）を、又近隣協力者に協力依頼状（様式第5）をもって依頼するものとする。

（実施方法）

第5条 この事業は、室蘭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、室蘭ヤクルト販売株式会社（以下「業者」という。）に委託して行う。

2 業者は、本会から指示（様式第6）されたとおり、毎日（日曜日及び1月1日から1月3日を除く。）対象者宅を訪問し、乳酸菌飲料を1本届けながら安否を確認し、異常があれば本会へ報告するものとする。

（事業運営の協力）

第6条 この事業の運営については、近隣住民の協力者・民生委員・町内会並びに、乳酸菌飲料販売会社及び販売員の協力を得て運営するものとする。

（異常のあった場合の処置）

第7条 訪問サービス実施中、対象者に異常のあった場合には、直ちに別記の経路により連絡し、必要な処置を講ずるものとする。

(訪問サービスの廃止等の連絡)

第8条 対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、申請者や業者等は、電話等で、本会に連絡するものとする。

- (1) 室蘭市から転出したとき
- (2) 第3条の規定による対象者でなくなったとき
- (3) 訪問サービスの辞退があったとき
- (4) 入院や旅行等で、不在にするのとき
- (5) 前号の規定したことが解消し、再開するとき

2 前項によるものの他、会長が訪問サービスの必要が無いとみとめたときは、これを廃止し、又は中断することができる。

(訪問サービスの処置顛末報告)

第9条 本会職員は、第7条や第8条の処置顛末を連絡簿(様式第7)に記載し、本会事務決裁規程に基づき決裁を受けるものとする。

(協議)

第10条 この事業を効果的に推進するため、必要に応じて関係者と協議を行うことができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 記

